

令和6年度ふくい桜マラソン広報キャラバン業務仕様書

1 目的

令和7年3月開催予定のフルマラソン大会「ふくい桜マラソン」を県内外に広く広報することで、開催機運の醸成を図るとともに、多くの大会参加者を確保することを目的とする。

2 業務名

令和6年度ふくい桜マラソン広報キャラバン業務

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、実際の委託契約締結時には、企画提案の内容等を踏まえて変更を行う。

5 業務内容

(1) 広報キャラバン業務

広報キャラバンを編成し、県内外のスポーツイベントなどに出張し、PR動画の放映やノベルティ配布等によりふくい桜マラソンをPRする。

※大会概要（前回大会「ふくい桜マラソン2024」）はホームページを参照
(<https://fukui-sakura-marathon.jp/>)

① 広報キャラバンの人員

2名以上 ※県職員は必要に応じて同行予定

② PR内容

ランナー・ボランティアの募集、関連イベント・企画の紹介や募集

【貸与・提供物品（予定）】

大会・イベントのチラシ・ポスター、PR動画データ、ポップアップバナー、パネル、のぼり等

③ はぴりゅうの活用

福井県マスコットキャラクター「はぴりゅう」を積極的に活用すること。なお、活用にあたっては福井県担当課と調整のうえ実施すること。

④ 実施期間

令和6年7月から11月までの期間中、27日程度（主に休日）

⑤ PR活動先

受審資格認定者に別途提供する「PR活動の実施について(想定)」を参考として、効果的な活動先を提案すること。

※福井県内はもとより、石川県・富山県での実施も提案すること。

⑥ 準備関係業務

ア バナー等の制作

- ・ 広報キャラバン時に掲出するバナー等を制作すること。大きさやデザインなど実施内容は、提案をもとに福井県と協議のうえ決定するものとする。
※「ふくい桜マラソン」のロゴタイプ、ロゴマーク、スローガンを入れること。

イ 備品の確保

- ・ 業務に必要な備品は受託者において用意すること。
- ・ 備品の確保に必要な経費は受託者において負担すること。

ウ 移動運搬車両の確保

- ・ 業務に必要な車両は受託者において用意し、移動に必要な一切の経費は受託者が負担すること。
- ・ 業務に必要な物品（福井県からの貸与・提供物品等を含む）は、すべて受託者において運搬すること。

⑦ PR活動先との調整

活動先担当者との調整は受託者が行い、その結果を福井県に報告すること。

⑧ アクシデントおよびクレームの対応

- ・ 活動先または移動中において、何らかのアクシデントで急に日程や訪問スタッフ等に変更を余儀なくされた場合は速やかに活動先に報告し、適切な対応を取ること。なお、その変更内容が重要な事項である場合は、受託者は速やかに福井県に報告のうえ指示を仰ぐこと。
- ・ 活動先においてクレームがあった場合は速やかにより上位の責任者等に報告・指示を仰ぎ適切な対応を取ること。なお、その内容が重要な事項である場合は、受託者は速やかに福井県に報告のうえ指示を仰ぐこと。
- ・ 広報キャラバンの派遣中に生じたアクシデントまたはクレームについて、受託者は、解決に向けて誠意のある対応を取ること。またその対応の経過について、速やかに福井県に報告すること。
- ・ 受託者側に起因するアクシデントについて、福井県は一切の経費負担を行わない。

⑨ スタッフの行動規範

スタッフの派遣に際しては、移動中の事故等がないよう交通規則を遵守させるとともに、たとえ休憩中であっても社会規範を逸脱した行為を行わないよう徹底すること。（例：禁煙場所での喫煙、大声での談話等）

⑩ 管理運営業務

福井県からの貸与・提供物品を、受託者において適正に使用するとともに、紛失、盗難等がないよう責任を持って保管・管理すること。また、受託者の責に帰すべき理由によりこれらの物品が滅失またはき損したものと福井県が認めた場合、受託者は遅滞なく自己の費用においてこれを滅失またはき損前のものと同程度に復旧修理すること。

⑪ 報告

各活動後5日以内に、実施報告書（活動概要、写真）を福井県に提出すること。

(2) ノベルティ制作業務

当広報キャラバンで配布するノベルティを少なくとも2種類制作すること。

① ノベルティに掲載する情報

- ・「ふくい桜マラソン」のロゴタイプ、ロゴマーク、スローガン
- ・公式HPへ誘導する二次元バーコード
- ・その他必要と思われる情報

② 数量

2種類合わせて合計25,000個以上

③ 納品物管理

上記(1)⑩に準ずるものとする。

(3) その他情報発信業務

福井県内ならびに石川県・富山県におけるふくい桜マラソンの認知度を効果的に高めるため、上記(1)の業務と連携したマスメディア媒体(新聞・雑誌・TV等)による情報発信を実施すること。実施内容は、提案をもとに福井県と協議のうえ決定するものとする。

6 業務実施上の条件

(1) 業務実施計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに福井県と打合せを行い、業務実施計画書を提出するものとする。なお、業務実施計画書には以下の事項を記載するものとする。

- ①業務工程
- ②業務体制(組織図、人員配置図、名簿等)
- ③連絡責任者

(2) 本業務に従事する者の要件

前項に関し、本業務に従事する者(以下、「業務従事者」という。)に対する要件は以下のとおりとする。

- ①本業務を円滑に遂行することができる能力を有する人員を適切に配置すること
- ②配置する業務従事者は、指揮監督する総括責任者1名、業務責任者1名以上、担当者1名以上とすること

7 成果品

(1) 成果品

以下の成果品をそれぞれ福井県が指定する日までに提出すること

- ・業務完了報告書(任意様式)
- ・各業務で作成した原稿およびビジュアル等一式
- ・その他本業務で取得または作成した資料一式

※電子データの作成には、Microsoft社のWord、Excel、PowerPoint等、また、画像についてはJPEG、PNG等、動画についてはWMV、MPEG4、MOV等の形式を原則とすること

※成果品の納入後、内容に不備があった場合には、速やかに受託者の負担で是正を行うこと

(2) 納入先

福井県交流文化部文化・スポーツ局ふくい桜マラソン課
〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

8 特記事項

- ・本業務の実施において、福井県担当者と密接な打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、業務上知り得た情報については契約期間中および契約終了後においても一切漏洩してはならない。
- ・成果物に関する権利は、受託者の固有の知識及び技術を除き福井県に帰属する。
- ・業務の履行に必要な一切の経費（旅費、資料作成費等を含む。）は契約額に含まれるものとする。
- ・業務実施に係る物品等の調達については、地域の活性化の観点を考慮すること。
- ・処理が困難な事案が生じた場合には、速やかに福井県担当者に報告し、処理方針の指示を受け対応を図るものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合には、福井県と協議のうえ、その指示に従うものとする。